

● 金融商品取引法（抄）

（昭和二十三年四月二三日）
法律第二五号

施行、昭二三・五・六（附則参照）

改正、〔平二二まで省略〕平一三〇法四一・法七五・法八〇・法一一七・法一二九・法一三〇・法一四一・法四四五・法四七・法四五・法一五二・法一五五・平一五一法五四・法六七・法一三二・平一六一法四三・法七六・法八七・法八八（平一七一法八七、平一八一法六六）・法九七・法一一二・法一四七・法一四七・法一五四・法一五九・平一七一法四〇・法七六・法八七、平一八一法六五
〔証券取引法を改称〕

〔注一〕本法の施行は平成一八年六月一四日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日となつてゐる。
〔注二〕本法は、平一六法八八・平一八法六五（第四条改正）により改正されてゐるが、各改正法の施行はそれぞれ、平成一六年六月九日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下本文法注記中「五年内政令日」と記す）、平一八法四八の施行の日（平成一八年六月二日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日。以下本文法注記中「二年六月内政令日」と記す）となつてゐる。そのため、本書においては、各条とも、まずすべての改正を織り込んだうえで、次に当該施行日前まで有効な条文を枠で囲んで示した。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業者を行う者に關し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な發揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な發展及び投資者の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいふ。
一 國債証券

において行ふ取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」といふ。）を表示する証券又は証券書

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券書

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利

一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）

三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権

四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法（明

治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三條第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」といふ。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行ふ事業（以下この号において「出資対象事業」といふ。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ 出資者の全員が出資対象事業に關与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

ロ 出資者がその出資又は拠出した額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

ハ 保険業法（平成七年法律第五五号）第二條第一項に規定する保険業を行う者が保険者と

なる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十條第一項第十号に規定する事業を行う同法第五條に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條

の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三條に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二條第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくとも公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する